

逗子市新型インフルエンザ等対策行動計画

令和 8 年 6 月改定

目次

第1部 新型インフルエンザ等対策特別措置法と行動計画

はじめに

1. 感染症危機を取り巻く状況	1
2. 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定	1
3. 行動計画改定の経緯・目的	2

I：総論

1. 新型インフルエンザ等対策の基本方針	2
2. 対策の基本項目	4
3. 対策推進のための役割分担	5

第2部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組

II：各論

第1章 実施体制	6
第1節 準備期	9
第2節 初動期	9
第3節 対応期	9
第2章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション	10
第1節 準備期	10
第2節 初動期	11
第3節 対応期	11
第3章 まん延防止	12
第1節 準備期	13
第2節 初動期	13
第3節 対応期	13
第4章 ワクチン	15
第1節 準備期	15
第2節 初動期	18
第3節 対応期	20
第5章 保健・発熱外来・検査	23
第1節 準備・初動期	23
第2節 対応期	23
第6章 物資	23
第1節 準備期	23
第2節 初動期・対応期	24
第7章 市民の生活及び地域経済の安定の確保	24
第1節 準備期	24
第2節 初動期	24
第3節 対応期	25

別冊：逗子市業務継続計画【新型インフルエンザ編】（令和2年作成）

第1部 新型インフルエンザ等対策特別措置法と行動計画

はじめに

1. 感染症危機を取り巻く状況

近年、地球規模での開発の進展により、開発途上国等における都市化や人口密度の増加、未知のウイルス等の宿主となっている動物との接触機会の拡大が進んでおり、未知の感染症との接点が増大している。さらに、グローバル化により各国との往来が飛躍的に拡大しており、こうした未知の感染症が発生した場合には、時を置かずして世界中に拡散するおそれも大きくなっている。

これまでも重症急性呼吸器症候群（SARS）やジカウイルス感染症等の感染拡大が発生し、さらには2020年以降新型コロナウイルス感染症（COVID19）が世界的な大流行（パンデミック）を引き起こす等、新興感染症等は国際的な脅威となっている。引き続き世界が新興感染症等の発生のおそれに直面していることや、感染症危機が広がりやすい状況に置かれていることを改めて認識する必要がある。

しかし、こうした新興感染症等の発生時期を正確に予知することは困難であり、また、発生そのものを阻止することは不可能である。このため、平時から感染症危機に備え、より万全な体制を整えることが重要である。

2. 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルスとウイルスの抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ10年から40年の周期で発生している。ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため、パンデミックとなり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。

また、コロナウイルスのような既知の病原体であっても、ウイルスの変異等によりほとんどの人が免疫を獲得していない新型のウイルスが出現すれば、パンデミックになることが懸念される。

さらに、未知の感染症である新感染症についても、その感染性の高さから社会的影響が大きいものが発生する可能性がある。

これらの感染症が発生した場合には、国家の危機管理として対応する必要がある。新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）は、病原性が高い新型インフルエンザ等感染症、同様に危険性のある指定感染症及び新感染症が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に、国、地方公共団体、指定地方公共機関、事業者等の責務、新型インフルエンザ等の発生時における措置、まん延防止等重点措置、緊急事態措置等の特別の措置を定めたものであり、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）等と相まって、国全体としての万全の態勢を整備し、新型インフルエンザ等対策の強化を図るものである。

特措法の対象となる新型インフルエンザ等は、国民の大部分が現在その免疫を獲得し

ていないこと等から、全国的かつ急速にまん延し、かつ、病状の程度が重篤となるおそれがあり、また、国民生活及び国民経済に重大な影響を及ぼすおそれがあるものであり、具体的には、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症（当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、全国的かつ急速なまん延のおそれがあるもの）、新感染症（全国的かつ急速なまん延のおそれがあるもの）である。

3. 行動計画改定の経緯・目的

新型コロナウイルス感染症対応の経験を踏まえ、政府行動計画が2024年7月に全面改定された。これを受けて、2025年3月、神奈川県行動計画が、新型コロナウイルス等の実際の感染症危機対応で把握された課題を踏まえ、次の感染症危機でより万全な対応を行うことを目指して改定された。本市行動計画も、新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事項、市が実施する措置等を定め、対策の充実等を図るために改定するものである。

I：総論

1. 新型インフルエンザ等対策の基本方針

(1) 新型インフルエンザ等対策の目的

病原性が高くまん延のおそれのある新型インフルエンザ等は、長期的に多くの人が罹患するため、医療提供体制の限界を超えてしまうことを念頭に置き、以下の二点を主たる目的として対策を講じる。

ア 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する。

- ・感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療提供体制の整備やワクチン製造等のための時間を確保する。

- ・流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくして医療提供体制への負荷を軽減するとともに、医療提供体制の強化を図ることで、患者数等が医療提供体制のキャパシティを超えないようにすることにより、治療が必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。

- ・適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らす。

イ 市民生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

- ・感染拡大防止と経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えを円滑に行うことにより、市民生活及び地域経済活動への影響を軽減する。

- ・市民生活及び地域経済の安定を確保する。

- ・地域での感染対策等により、欠勤者等の数を減らす。

- ・事業継続計画の作成や実施等により、医療の提供の業務又は市民生活及び地域経済の安定に寄与する業務の維持に努める。

(2) 新型インフルエンザ等への対策

市民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある新型インフルエンザ等への対策は、不要不急の外出の自粛要請、施設の使用制限等の要請、各事業者における業務縮小等による接触機会の抑制等の医療対応以外の感染対策と、ワクチンや治療薬等を含めた医療対応を組み合わせる総合的に行う。

また、新型インフルエンザ等のまん延による医療提供体制の限界や社会的混乱を回避するためには、国、地方公共団体及び指定（地方）公共機関による対策だけでは限界があり、事業者や市民一人ひとりが、感染予防や感染拡大防止のための適切な行動や備蓄等の準備を行うことが必要である。

新型インフルエンザ等対策は、日頃からの手洗いやマスク 着用等の咳エチケット等の季節性インフルエンザ等の呼吸器感染症に対する対策が基本となる。特にワクチンや治療薬がない可能性が高い新興感染症等が発生した場合は、公衆衛生対策がより重要である。

(3) 感染症危機における有事のシナリオ（時期ごとの対応の大きな流れ）

新型インフルエンザ等対策の各対策項目については、予防や準備等の事前準備の部分（準備期）と、発生後の対応のための部分（初動期及び対応期）に大きく分けた構成とする。

ア 初動期

感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）を明らかにしつつ、感染拡大のスピードをできる限り抑えて、感染拡大に対する準備を行う時間を確保するため、新型インフルエンザ等の特徴や事態の推移に応じて迅速かつ柔軟に対応する。

イ 対応期については、以下の時期に区分する。

- ・封じ込めを念頭に対応する時期
- ・病原体の性状等に応じて対応する時期
- ・ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期
- ・特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期

(4) 新型インフルエンザ等対策実施上の留意事項

新型インフルエンザ等の発生時やその準備段階に行動計画に基づき、相互に連携協力し、新型インフルエンザ等対策の的確かつ迅速な実施に万全を期す。この場合において、次の点に留意する。

ア 平時の備えの整理や拡充

感染症危機への対応には平時からの体制作りが重要であり、平時の備えの充実を進め、訓練により迅速な初動体制を確立することを可能とするとともに、情報収集・共有、分析の基盤となるDXの推進等を行う。

イ 感染拡大防止と地域経済活動のバランスを踏まえた対策の切替え

対策に当たっては、バランスを踏まえた対策と適切な情報提供・共有により市民生活及び地域経済活動への影響を軽減させるとともに、身体的、精神的及び社会的に健康であることを確保することが重要である。

ウ 基本的人権の尊重

新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重することとし、特措法による要請や行動制限等の実施に当たって、国により市民の自由と権利に制限を加える措置がされた場合は、その制限は当該新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものとする。

新型インフルエンザ等対策の実施に当たって、法令の根拠があることを前提とし

て、リスクコミュニケーションの観点からも、市民等に対して十分説明し、理解を得ることを基本とする。

また、感染者やその家族、医療関係者やその家族、医療機関等に対する誹謗中傷等の新型インフルエンザ等についての偏見・差別は、これらの人々への人権侵害であり、あってはならないものである。これらの偏見・差別は、患者の受診行動を妨げ、感染拡大の抑制を遅らせる原因となる可能性がある。

また、新型インフルエンザ等に対応する医療従事者等の士気の維持の観点等からも、防止すべき課題である。

さらに、新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、より影響を受けがちな社会的弱者への配慮に留意する。感染症危機に当たっても市民の安心を確保し、新型インフルエンザ等による社会の分断が生じないように取り組む。

エ 危機管理としての特措法の性格

特措法は、感染症有事における危機管理のための制度であって、緊急事態に備えて様々な措置を講ずることができるよう制度設計されている。しかし、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症や新感染症が発生したとしても、病原性の程度や、ワクチンや治療薬等の対策が有効であること等により、まん延防止等重点措置や緊急事態措置を講ずる必要がないこともあり得ると考えられ、どのような場合にもこれらの措置を講ずるものではないことに留意する。

オ 関係機関相互の連携協力の確保

政府対策本部、県対策本部及び市対策本部は、相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。

カ 高齢者施設や障がい者施設等における対応

感染症危機における高齢者施設や障がい者施設等において必要となる医療提供体制等について、平時から検討し、有事に備えた準備を行う。

キ 感染症危機下の災害対応

平時から感染症危機下の災害対応についても想定し、地震等の災害が発生した場合には、市は県と連携し、発生地域における状況を適切に把握するとともに、必要に応じ、避難所における感染症対策の強化や、自宅療養者等への情報共有、避難の支援等を速やかに行う。

ク 記録の作成や保存

新型インフルエンザ等が発生した段階で、市対策本部における新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成して保存し公表する。

2. 対策の基本項目

新型インフルエンザ等対策の2つの主たる目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する」こと及び「市民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるようにする」ことを達成するため、以下の7項目を行動計画の主な対策とする。

- (1) 実施体制
- (2) 情報提供・共有・リスクコミュニケーション
- (3) まん延防止

- (4) ワクチン
- (5) 保健
- (6) 物資
- (7) 市民の生活及び地域経済の安定の確保

3. 対策推進のための役割分担

(1) 県及び市の役割

ア 全般

県及び市は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、国の基本的対処方針に基づき、自らの区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する責務を有する。

イ 県の役割

県は、特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体としての中心的な役割を担っており、基本的対処方針に基づき、地域における医療提供体制の確保やまん延防止に関し的確な判断と対応が求められるため、医療提供体制、保健所、検査体制、宿泊療養等の対応能力について、計画的に準備を行う。

これにより、感染症有事の際には、迅速に体制を移行し、感染症対策を実行する。

ウ 市の役割

市は、市民に最も近い行政単位であり、市民に対するワクチンの接種や、市民の生活支援、新型インフルエンザ等の発生時の要配慮者への支援に関し、基本的対処方針に基づき、的確に対策を実施することが求められる。対策の実施に当たっては、県や近隣の市町と緊密な連携を図る。

(2) 医療機関の役割

医療機関は、新型インフルエンザ等の発生前から、地域における医療提供体制の確保のため、県と医療措置協定を締結し、院内感染対策の研修、訓練や個人防護具を始めとした必要となる感染症対策物資等の確保等を推進することが求められる。

また、新型インフルエンザ等の患者の診療体制を含めた、診療継続計画の策定及び神奈川県感染症対策協議会等を活用した地域の関係機関との連携を進めることが重要である。

医療機関は、診療継続計画に基づき、地域の医療機関が連携して発生状況に応じて、新型インフルエンザ等患者の診療体制の強化を含め、医療を提供するよう努める。

(3) 指定（地方）公共機関の役割

国及び県知事が指定する医療機関や検査機関は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、特措法に基づき、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有する。

(4) 登録事業者の役割

医療の提供や生活・経済の安定に寄与する業務を行う厚生労働大臣の登録を受けた診療所、薬局、ライフライン関連、公共交通機関、金融機関、通信、食料品・医薬品、廃棄物処理等の事業者については、新型インフルエンザ等の発生時においても最低限の生活を維持するため、発生前から職場における感染対策の実施や重要業務の事業継

続等の準備を行う。

新型インフルエンザ等の発生時には、その業務を継続的に実施するよう努める。

(5) 一般事業者の役割

事業者については、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染対策を行うことが求められる。

感染防止の観点から、一部の事業を縮小することが必要な場合も想定される。

特に多数の者が集まる事業を行う者については、感染防止のための措置の徹底が求められるため、平時からマスクや消毒薬等の衛生用品等の備蓄を行うように努める等、対策を行う必要がある。

(6) 市民の役割

市民は、発生前から新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等、その対策に関する知識を得るとともに、平素からの健康管理に加え、基本的な感染対策（換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等）等の個人レベルでの感染対策を実践するよう努める。

第2部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組

Ⅱ：各論

第1章 実施体制

新型インフルエンザ対策の実施体制（考え方）

■ 概要

感染症危機は市民の生命・健康や生活・経済に広く大きな被害を及ぼすことから全庁的な危機管理として取り組む必要があり、国や県と連携しながら、実効的な対策を実施することが重要である。

感染拡大時には、市対策本部を設置し、総合的・効果的な対策を強力に推進しつつ、流行収束まで長期にわたることを想定し、市として継続すべき通常業務を整理し、感染症対策について持続可能な体制となるよう状況の変化に応じ柔軟に対応する。

なお、市対策本部設置前後であっても、情報共有や対策検討が必要な場合は、市警戒本部をもって対応する。

1. 警戒本部体制（特措法に基づかない体制）

名 称	逗子市新型インフルエンザ等警戒本部
本部長	副市長
事務局	防災安全課
組織構成	全部局
設置基準	1 政府及び県対策本部が設置された場合 2 その他、本部長が必要と認める場合
廃止基準	政府及び県対策本部が廃止された場合

2. 対策本部体制（法定設置）（特措法に基づく体制）

名 称	逗子市新型インフルエンザ等対策本部
本部長	市長
事務局	防災安全課
組織構成	全部局
根拠法令	特措法
設置基準	特措法第32条による新型インフルエンザ等緊急事態宣言がなされたとき、同法第34条に基づき、直ちに設置する。
廃止基準	特措法第32条第5項による新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言がされたとき、同法第37条において準用する同法第25条に基づき、遅滞なく廃止する。

3. 新型インフルエンザ等対策事務分掌（関係課については対策の中心となる部署を記載）

関係課等	事務分掌
事務局： 防災安全課	1 市対策（警戒）本部の設置・運営に関すること。 2 県及び関係機関等との連絡調整に関すること 3 関連情報及び活動情報の収集、集約、伝達に関すること 4 各部局間の総合調整及び統制に関すること 5 各部局の対応状況の把握及び記録に関すること 6 本部会議、連絡調整会議の開催、会議に関すること 7 業務継続に関すること 8 緊急事態宣言、まん延防止等の重点措置及び市民の社会活動の自粛要請に関すること
企画課	1 関連情報の報道、発表及び広報等の総合調整に関すること 2 報道機関等との連絡調整に関すること
基地政策課	在日米軍との連絡調整に関すること
財政課	1 地方債の発行等の財源確保等に関すること 2 契約、調達等に係る連絡調整
職員課	1 職員の健康、感染予防に関すること 2 職員応援の総合調整に関すること
市民協働課	感染予防情報等について、住民自治協議会などの地域住民団体との連絡調整、情報共有、連携に関すること
文化スポーツ課	影響を受けた行事等の把握、事業者等への支援に関すること
経済観光課	1 市内の経済状況、消費、雇用等の把握と補助に関すること 2 生活関連物資の価格の安定等の措置に関すること 3 市観光協会・市商工会等との連絡調整、情報共有、連携に関すること
社会福祉課	1 遺体の取り扱いに関する調整及び火葬、埋葬に関すること 2 罹患者への生活支援等に関すること

障がい福祉課 高齢介護課	1 高齢者、障がい者に係る対策に関する事 2 上記の生活支援に関する事
国保健康課	1 医療機関、医療関係団体、関係機関との連絡調整に関する事 2 新型インフルエンザ等に関する健康管理に関する事 3 新型インフルエンザ等に関する医学的な情報収集に関する事 4 療養者に関する支援に関する事 5 市民からの新型インフルエンザに関する医療相談等の対応に関する事 6 検査に関する事 7 保健所との連絡調整に関する事
資源循環課 環境クリーンセンター	汚染物等の収集・処理に関する事
消防署	新型インフルエンザ等に関連した救急に関する事
教育総務課 学校教育課	市立学校における感染及び感染拡大防止対策の実施、教育の確保に関する事
子育て支援課 保育課	妊産婦、乳幼児、児童等に係る対策に関する事

4. 上記の他、次に掲げる事項については、必要に応じて各課等が協力して実施する。

関係課等	事務分掌
各課等	1 対策本部と連携した感染拡大防止対策の実施に関する事 2 関連情報の収集、提供に関する事 3 関連する広報・相談に関する事 4 影響を受けることが予想される所管事業の調整に関する事 5 関係機関、団体との連絡調整、部局内の連絡調整に関する事 6 新型インフルエンザ等の発生における他の部局等の応援に関する事 7 関係省庁等からの通知の受理、発出に関する事
各施設所管課	1 所管施設等における感染及び感染拡大防止対策の実施に関する事 2 所管施設等の新型インフルエンザ等に関連した運用・管理に関する事

第1節 準備期

1-1. 実践的な訓練の実施

政府行動計画及び神奈川県行動計画の内容を踏まえ、新型インフルエンザ等の発生に備え、医療機関における感染対策、地域住民への情報提供、医療物資の輸送・備蓄・分配、避難所での感染対策等の実践的な訓練を実施する。【防災安全課、国保健康課】

1-2. 市行動計画等の作成や体制整備・強化

- ① 市行動計画を作成・変更する。市行動計画を作成・変更する際には、あらかじめ、医師会等の感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴く。【防災安全課、国保健康課】
- ② 新型インフルエンザ等の発生時において強化・拡充すべき業務を実施するために必要な人員等の確保及び有事においても維持すべき業務の継続を図るため、業務継続計画を作成・変更する。【防災安全課、職員課】
- ③ 感染症対策に関わる訓練、研修等への参加により新型インフルエンザ等対策に携わる職員等の養成等を行う。【防災安全課、国保健康課、職員課】

1-3. 国及び地方公共団体等の連携の強化

- ① 国等と連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平時からの情報共有、連携体制の確認及び訓練を実施する。【防災安全課、国保健康課】
- ② 国内の業界団体や関連する学会等の関係機関と情報交換等を始めとした連携体制を構築する。【防災安全課】

第2節 初動期

2-1. 新型インフルエンザ等の発生が確認された場合の措置

- ① 府県対策本部や県対策本部が設置された場合において、市は、対策本部を設置することを検討し、新型インフルエンザ等対策に係る措置の準備を進める。【防災安全課、国保健康課】
- ② 第1節（準備期）1-2を踏まえ、必要な人員体制の強化が可能となるよう、全庁的な対応を進める。【防災安全課、職員課】

2-2. 迅速な対策の実施に必要な予算の確保

国からの財政支援を有効に活用することを検討するとともに、必要に応じて、対策に要する経費について地方債を発行することを検討し、所要の準備を行う。【財政課】

第3節 対応期

3-1. 基本となる実施体制の在り方

対策本部設置後においては、速やかに以下の実施体制をとる。

3-1-1. 職員の派遣・応援への対応

- ① 新型インフルエンザ等のまん延により、本市の全部又は大部分の事務を行うことができなくなると認めるときは、県に対し、特定新型インフルエンザ等対策の事務の代行を要請する。【国保健康課】
- ② 特定新型インフルエンザ等対策（新型インフルエンザ等のまん延を防止するため特に必要があるものとして政令で定めるもの）を実施するため感染症対策業務

等の支援を受ける必要があるときは、県または他の自治体に対して応援を求める。

【防災安全課、国保健康課】

3-1-2. 必要な財政上の措置

国からの財政支援を有効に活用するとともに、必要に応じて地方債を発行して財源を確保し、必要な対策を実施する。【財政課】

3-2. 緊急事態措置の検討等について

3-2-1. 緊急事態宣言の手続

緊急事態宣言がなされた場合は、直ちに市対策本部を設置する。緊急事態措置を的確かつ迅速に実施するため、総合調整を行う。【防災安全課】

3-3. 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期の体制

3-3-1. 市対策本部の廃止

新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言（新型インフルエンザ等緊急事態が終了した旨の公示をいう。）がなされたときは、遅滞なく市対策本部を廃止し、必要に応じて警戒本部へ移行する。【防災安全課】

3-3-2. 市警戒本部の廃止

新型インフルエンザ等のまん延について総合的な調整の必要がない場合には、警戒本部を廃止する。【防災安全課】

第2章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

第1節 準備期

1-1. 新型インフルエンザ等の発生前における情報収集及び市民等への情報提供・共有

1-1-1. 市における情報収集について

準備期から新型インフルエンザ等における情報収集に努め、必要な内容を庁内及び関係機関と共有する。【国保健康課】

1-1-2. 市における情報提供・共有について

準備期から市民等が感染症危機に対する理解を深めるための情報提供・共有を行い、有用な情報源として市民等の認知度・信頼度が一層向上するよう努めるとともに、コールセンター等の設置準備を始め、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションができる体制整備を進める。

【国保健康課】

1-1-3. 県と市の間における感染状況等の情報提供・共有について

新型インフルエンザ等の患者等の健康観察に関して、県から協力を求められることや、患者等に生活支援を行うことなどがあり得ることを踏まえ、情報連携についてあらかじめ両方で合意する。【国保健康課】

1-1-4. 双方向のコミュニケーションの体制整備や取組の推進

国からの要請を受けて、市民等からの問い合わせに応じるため、コールセンター等を設置する準備を進める。【防災安全課、国保健康課】

1-1-5. 偏見・差別等に関する啓発

感染症は誰でも感染する可能性があること、感染者や医療従事者及びその家族、医療機関等に対する偏見・差別等は許されるものではなく法的責任を伴い、また、

偏見・差別等により患者が受診を控えるなど感染症対策の妨げにもなること等について啓発する。【国保健康課、市民協働課】

1-1-6. 偽・誤情報に関する啓発

偽・誤情報の流布、SNS等により増幅される等の問題が生じ得ることから、市民等のメディアや情報リテラシーの向上が図れるように、偽・誤情報に関する啓発を行う。科学的根拠が不確かな偽・誤情報に対しては、科学的知見に基づいた情報を繰り返し提供する等、市民が正しい情報を円滑に得られるようにする。

【国保健康課、企画課】

第2節 初動期

2-1. 情報提供・共有について

2-1-1. 市における情報収集について

国・県等と連携し、準備期から新型インフルエンザ等における情報収集に努め、必要な内容を庁内および関係機関と共有する。【国保健康課】

2-1-2. 市における情報提供・共有について

市においては、国の取組に関する留意事項を参考とするほか、他の地方公共団体等の対応も参考にしつつ、地域の実情を踏まえて説明する。

準備期に整備したリスクコミュニケーションの実施体制について、本格的に体制を強化し、市民等に対して必要な情報提供・共有、リスクコミュニケーションを行う。【国保健康課】

2-1-3. 県と市の間における感染状況等の情報提供・共有について

市民等にとって最も身近な行政主体として、市民等に対するきめ細かいリスクコミュニケーションを含む周知・広報や市民からの相談受付等を実施するため、新型インフルエンザ等の患者等の健康観察に関して、県から協力の求めに応じて情報共有や患者等へ生活支援を行う。【国保健康課、社会福祉課】

2-2. 双方向のコミュニケーションの実施

国からの要請を受けて、コールセンター等を設置する。市民等から寄せられた意見等をもとに、情報に対する反応や関心を把握する等などリスクコミュニケーションの取り組みを行う。【防災安全課、国保健康課】

2-3. 偏見・差別等や偽・誤情報への対応

引き続き、偏見・差別等や偽・誤情報に関する啓発を実施する。【国保健康課、市民協働課、企画課、各課等】

第3節 対応期

3-1. 情報提供・共有について

3-1-1. 市における情報収集について

引き続き、国・県等と連携し科学的知見に基づいた新型インフルエンザ等の発生状況や感染対策に関する情報収集に努め、必要な内容を庁内および関係機関と共有し、市民等に情報提供を行う。【国保健康課】

3-1-2. 市における情報提供・共有について

準備期に整備したリスクコミュニケーションの実施体制について、本格的に体制を強化し、市民等に対して市ホームページ、市公式LINE等により、ワクチン接種、市内事業者・市民への支援、相談先の情報などの積極的な情報提供・共有、リスクコミュニケーションを行う。併せて、感染拡大防止に伴う市内公共施設の休館情報や、延期・中止したイベント情報を周知する。市民からの問い合わせ・情報提供については、総合調整を行う防災安全課・国保健康課以外での対応を検討するなど、行動計画に基づく事業の実施に遅れが生じないように体制を整備する。

【防災安全課、国保健康課、各課等】

3-1-3. 県と市の間における感染状況等の情報提供・共有について

不要不急の外出自粛等を含め、市民等の感染拡大防止措置に対する理解・協力を得るため、限られた知見しかない場合は、その旨を含めて政策判断の根拠に関する情報を共有し説明する。感染拡大防止を見直す際は、市民が適切に対応できるよう、把握している科学的知見により、変更点や対策を分かりやすく説明する。

また、高齢者等が重症化しやすいなど、年齢層に応じて措置が異なる場合、当該層に対し、可能な限り科学的根拠に基づいた重点的なリスクコミュニケーションを行い、対応の理解・協力を得て患者等を支援する。【防災安全課、国保健康課、各課等】

3-2. 基本的方針

3-2-1. 双方向のコミュニケーションの実施

国からの要請を受けて、コールセンター等を継続し、対象者に合わせた迅速、一体的な情報提供と共有を行い、偏見・差別等や偽・誤情報への対応をする。

また、SNSを活用した積極的な広報やデータの可視化など、市民への分かりやすさを意識した情報提供を行う。【国保健康課、市民協働課、企画課】

第3章 まん延防止

まん延防止の考え方及び取組について

■ 概要

適切な医療の提供等とあわせて、必要なまん延防止対策により感染拡大のスピードやピークを抑制し、医療のひっ迫を回避する。特に有効な治療薬やワクチンがない場合は、感染者をできる限り少なくするため、まん延防止対策は重要である。

まん延防止対策として、個人での感染対策の推進をはじめ、感染症法に基づく患者や濃厚接触者に対する措置等を講じてもおお、医療がひっ迫する水準の感染拡大が生じるおそれがある場合には特措法に基づき、まん延防止等重点措置や緊急事態措置を講じる。

そのため、平時には基本的な感染対策を普及し、有事の対応について市民等の理解促進を図る。

有事には、感染症法に基づいた患者や濃厚接触者へのまん延防止対策や緊急事態措置を始めとする対策の効果や影響を総合的に勘案し、対策を柔軟かつ機動的に切り替えることで、市民生活・経済への影響を軽減する。

なお、まん延防止対策は、市民の自由と権利を制限する可能性があるため、必要最小限とし、対策の拡大・縮小や中止等の見直しを柔軟に行う必要がある。

〈まん延防止等重点措置/緊急事態措置の概要〉

	まん延防止等重点措置 (特措法第31条の6)	緊急事態措置 (特措法第32条)
実施主体	国が期間・区域を公示し、都道府県知事が期間・区域（市町村単位等）を定め実施	国が期間・区域を公示し、都道府県知事が実施
実施のタイミング	緊急事態宣言の前段階または解除後で未だ国民生活等に甚大な影響を及ぼすおそれが継続している段階	国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある新型インフルエンザ等が国内で発生し、全国的かつ急速なまん延により、国民生活及び国民経済に重大な影響を及ぼすおそれがあるとき
対象地域	都道府県知事が指定する市町村単位や一部区域	都道府県単位
期間	6 か月（延長する際の期限なし）	2 年以内（1 年以内で延長可）
主な要請内容	事業者への時短要請、命令	・ 市民への外出自粛要請 ・ 事業者への休業・時短要請、命令 ・ 催物の開催制限

第1節 準備期

1-1. 新型インフルエンザ等の発生時の対策強化に向けた理解や準備の促進等

換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図る。

また、自らの感染が疑われる場合は、相談センターに連絡し指示を仰ぐことや、感染を広げないように不要不急の外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケットを行うこと等、有事の対応等について平時から理解促進を図る。【国保健康課、各課等】

第2節 初動期

2-1. 市内でのまん延防止対策の準備

2-1-1. 国からの要請を受けて、業務継続計画に基づく対応の準備を行うとともに、市内患者の発生に備え、県が行う感染症法に基づく患者対応（入院勧告・措置等）や、濃厚接触者への対応に関する市民への情報提供等の支援を行う。【国保健康課】

第3節 対応期

3-1. まん延防止対策の主な内容、時期に応じた実施の考え方

県によるまん延防止等重点措置や緊急事態措置を含め、各種のまん延防止対策により、市民生活・経済に少なからず影響が与えられることから、市民等に理解・協力を求めるなど必要な対応を行う。

また、まん延防止等重点措置は、県が市町村単位または一部区域を指定して実施することから、市は県と緊密な連携・情報共有を行う。

【防災安全課、国保健康課】

3-1-1. まん延防止対策の内容

① 市民等への対応

市民等に対し、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策を周知する。

また、市庁舎においても、人との接触を避ける取組（時差出勤、テレワーク、オンライン会議、書面会議（開催）の活用等）、非接触型体温計測機などの導入、窓口業務の改善（非接触）や業務継続計画により、行政サービスを維持する体制を構築する。【国保健康課、各課等】

② 施設等の使用制限

新型インフルエンザ等の感染まん延状況に合わせ、市立学校や市施設等の多数の者が利用する施設について、使用制限（人数制限や無観客開催）や停止等の対応を行う。

また、使用制限に伴う市施設等の運用の整理・対応を行う。【教育総務課、学校教育課、各施設所管課等】

③ 施設等における感染対策の強化

高齢者施設、障がい者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染対策の強化やその要請を行う。【高齢介護課、障がい福祉課】

④ 学級閉鎖・休校等

国等からの情報を踏まえ、学校・保育施設等における感染対策に資する情報の提供・共有を行うとともに、対策を実施する。

なお、学校において、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）に基づく臨時休業（学級閉鎖、学年閉鎖、休校）等を地域の感染状況等に鑑み適切に行う。

また、保育施設等の運営・運用の基準等を検討・整理するなど、適切に対応する。【教育総務課、学校教育課、子育て支援課、保育課】

⑤ 公共交通機関の対応

a 利用者へのマスク着用の呼び掛けなど、適切な感染対策を講じる。【防災安全課、国保健康課】

b 国等の要請により、夜間の滞留人口を減少させ、人と人との接触機会を減らすため、運行方法の変更等が行われた場合は、適時に市民等へ情報発信する。

【防災安全課、企画課】

⑥ 海水浴場等における感染症対策の強化

「3つの密（密閉・密集・密接）を避ける」ことを基本とし、利用者個人の行動規範と海水浴場運営側の対策を行う。

また、感染状況により必要に応じて海水浴場を不設置とする等の対応を行う。

a 混雑緩和：入場制限や整理券の配布、混雑状況の表示などにより、密集を避けるための誘導を行う。

- b 設備の衛生管理：トイレや更衣室、海の家などの共用設備では、定期的な消毒や換気を徹底する。
 - c 情報提供：感染防止対策の内容を掲示や市ホームページで周知し、利用者に協力を呼びかける。【経済観光課】
- ⑦ 感染防止に係る廃棄物等の処理
- 一般家庭や医療関係機関以外の事業者から出る感染者の分泌物が付着したマスクや抗原検査キット等は、一般廃棄物（可燃ごみ）又は産業廃棄物として処理する。
- 国等のガイドラインに従って直接触れない、密閉する、手指を消毒する等、市民等へ感染ごみの出し方を周知する。【資源循環課、環境クリーンセンター】

第4章 ワクチン

第1節 準備期

1-1. ワクチンの接種に必要な資材

平時から予防接種に必要となる資材の確保方法等の確認を行い、接種を実施する場合に速やかに確保できるよう準備する。【国保健康課】

1-2. 接種体制の構築

1-2-1. 接種体制

（一社）逗葉医師会等の関係者と連携し、接種に必要な人員、会場、資材等を含めた接種体制の構築に必要な訓練を平時から行う。【国保健康課】

1-2-2. 特定接種

新型インフルエンザ等対策の実施に携わる市の職員については、市を実施主体として、原則として集団的な接種により接種を実施することとなるため、接種が円滑に行えるよう準備期から接種体制の構築を図る。【国保健康課】

1-2-3. 住民接種

平時から以下①から③までのとおり、迅速な予防接種等を実現するための準備を行う。【国保健康課】

① 国等の協力を得ながら、当該市の区域内に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種するための体制の構築を図る。

- a 住民接種については、国及び県の協力を得ながら、希望する市民全員が速やかに接種することができるよう、準備期の段階から、初動期や対応期に求められる対応を想定し、パンデミック時にワクチン接種の円滑な実施が可能となるよう、以下に列举する事項等の接種に必要な資源等を明確にした上で、（一社）逗葉医師会等と連携の上、接種体制について検討を行う。

また、必要に応じ、接種会場において円滑な接種を実施できるよう接種の流れを確認するシミュレーションを行うなど、接種体制の構築に向けた訓練を平時から行う。

- i 接種対象者数
- ii 市としての人員体制の確保
- iii 医師、薬剤師、看護師、受付担当者等の医療従事者等の確保

- iv 接種場所の確保（医療機関、保健所、保健センター、学校等）及び運営方法の策定
- v 接種に必要な資材等の確保
- vi 国、県及び医師会等の関係団体への連絡体制の構築
- vii 接種に関する市民への周知方法の策定
- b 医療従事者や高齢者施設の従事者、高齢者等の接種対象者数を推計しておく等、住民接種のシミュレーションを行う。また、高齢者支援施設等の入所者など、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、市又は県の介護保険部局、障害保健福祉部局と衛生部局等が連携し、これらの者への接種体制を検討する。

表2 接種対象者の試算方法の考え方

	住民接種対象者試算方法	人数	備考
総人口	人口統計（総人口）	A	
基礎疾患のある者	対象地域の人口の7%	B	
妊婦	母子健康手帳届出数	C	
幼児	人口統計（1-6歳未満）	D	
乳児	人口統計（1歳未満）	E1	
乳児保護者※	人口統計（1歳未満）×2	E2	乳児の両親として、対象人口の2倍に相当
小学生・ 中学生・ 高校生相当	人口統計（6歳-18歳未満）	F	
高齢者	人口統計（65歳以上）	G	
成人	対象地域の人口統計から上記の人数を除いた人数	H	$A - (B + C + D + E1 + E2 + F + G) = H$

※ 乳児（1歳未満の者）が接種不可の場合、その保護者を接種対象者として試算

- c 医療従事者の確保について、接種方法（集団的接種、個別接種）や会場の数、開設時間の設定等により、必要な医療従事者の数や期間が異なることから、接種方法等に応じ、必要な医療従事者数を算定する。特に、接種対象者を1か所に集めて実施する集団的接種においては、多くの医療従事者が必要であることから、市は、（一社）逗葉医師会等の協力を得てその確保を図るべきであり、個別接種、集団的接種いずれの場合も、（一社）逗葉医師会や医療機関等との協力の下、接種体制の構築を図る。
- d 接種場所の確保について、各接種会場の対応可能人数等を推計するほか、各接種会場について、受付場所、待合場所、問診を行う場所、接種を実施する場所、経過観察を行う場所、応急処置を行う場所、ワクチンの保管場所及び調剤（調製）場所、接種の実施に当たる人員の配置のほか、接種会場の入口から出

口の導線に交差がなく、かつそれぞれの場所で滞留が起こらないよう配置を検討する。

また、調製後のワクチンの保管では室温や遮光など適切な状況を維持できるよう配慮する。なお、医師及び看護師の配置については、自らが直接運営するほか、（一社）逗葉医師会等と委託契約を締結し、（一社）逗葉医師会等が運営を行うことも可能である。

- ② 円滑な接種の実施のため、システムを活用して全国の医療機関と委託契約を結ぶ等、居住する市以外の地方公共団体における接種を可能にするよう取組を進める。
- ③ 速やかに接種できるよう、（一社）逗葉医師会等の医療関係者や学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等の接種の具体的な実施方法について準備を進める。

1-3. 情報提供・共有

1-3-1. 市民への対応

予防接種の意義や制度の仕組みなど、予防接種やワクチンへの理解を深めるための啓発を行う。また、接種スケジュール、接種対象者、接種頻度、使用ワクチンの種類、有効性や安全性、副反応、健康被害救済制度などの情報を市民へ周知する。

【国保健康課】

1-3-2. 市における対応

定期の予防接種の実施主体として、逗葉医師会等の関係団体との連携の下に、適正かつ効率的な予防接種の実施、健康被害の救済及び市民への情報提供等を行う。

また、県の支援を受ける。【国保健康課】

1-3-3. 衛生部局（国保健康課）以外の分野との連携

国保健康課は、予防接種施策の推進に当たり、医療関係者及び国保健康課以外の分野、具体的には高齢介護課、障がい福祉課等との連携及び協力が重要であり、その強化に努める。

また、児童生徒に対する予防接種施策の推進に当たっては、学校保健との連携が不可欠であり、市衛生部局は、市教育委員会等との連携を進め、例えば、必要に応じて学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第11条に規定する就学時の健康診断及び第13条第1項に規定する児童生徒等の健康診断の機会を利用して、予防接種に関する情報の周知を市教育委員会や学校に依頼する等、予防接種施策の推進に資する取組に努める。【国保健康課】

1-4. DXの推進

- ① 市が活用する予防接種関係のシステム（健康管理システム等）が、国が整備するシステム基盤と連携することで、予防接種事務のデジタル化が実現されるよう、国が示す当該システムに関する標準仕様書に沿って、当該システムの整備を行う。

【国保健康課、デジタル推進課】

- ② 接種対象者を特定の上、国が整備するシステム基盤に接種対象者を登録することで、接種勧奨を行う場合に、システムを活用して接種対象者のスマートフォン等に通知できるよう準備を進める。ただし、電子的に通知を受けることができない者に対しては、紙の接種券等を送付する。【国保健康課、デジタル推進課】

- ③ 予防接種事務のデジタル化に対応する医療機関を市民が把握できるよう、また、マイナンバーカードを活用して、電子的に予診票情報の登録等を行った接種対象者が、予防接種事務のデジタル化に対応できていない医療機関に来院する等のミスマッチが生じないよう環境整備に取り組む。【国保健康課、デジタル推進課】

第2節 初動期

2-1. 接種体制

2-1-1. 接種体制の構築

接種会場や接種に携わる医療従事者等の確保等、接種体制の構築を行う。【国保健康課】

2-1-2. ワクチンの接種に必要な資材

第4章第1節1-2において必要と判断し準備した資材について、適切に確保する。
【国保健康課】

2-2. 接種体制

2-2-1. 特定接種

接種には多くの医療従事者の確保が必要となることから、接種体制を構築する国、県及び市は、（一社）逗葉医師会等の協力を得て、その確保を図る。【国保健康課】

2-2-2. 住民接種

- ① 目標となる接種ペースに応じた接種を速やかに開始できるよう、住民基本台帳に基づく人口や年齢等の情報、接種記録等を管理するシステム基盤等を通じて接種予定数の把握を行い、接種の勧奨方法や予約の受付方法について検討するとともに、接種に必要な資材等の確保に向けた調整を開始する。【国保健康課】
- ② 接種の準備に当たっては、予防接種業務所管部署の平時の体制で想定している業務量を大幅に上回る業務量が見込まれるため、組織・人事管理などを担う部署も関与した上で、全庁的な実施体制の確保を行う。【国保健康課】
- ③ 予防接種を実施するために必要な業務を洗い出し、各業務の担当部門を決定した上で、それぞれの業務について、必要な人員数の想定、個人名入り人員リストの作成、業務内容に係る事前の説明の実施、業務継続が可能なシフトの作成などを行い、業務の優先順位及び内容に応じて必要な人員の確保及び配置を行う。

予防接種の円滑な推進を図るためにも、県の鎌倉保健福祉事務所、高齢介護課、障がい福祉課と国保健康課が連携し行う。（調整を要する施設等及びその被接種者数を高齢介護課、障がい福祉課又は県鎌倉保健福祉事務所が中心に取りまとめ、接種に係る医師会等の調整等は国保健康課と連携し行うこと等）なお、接種会場のスタッフ、コールセンター、データ入力等、外部委託できる業務については積極的に外部委託するなど、業務負担の軽減策も検討する。【国保健康課、高齢介護課、障がい福祉課】

- ④ 接種には多くの医療従事者の確保が必要となることから、市は（一社）逗葉医師会等の協力を得て、その確保を図る。【国保健康課】
- ⑤ 接種が円滑に行われるよう、地域の実情に応じて、（一社）逗葉医師会、近隣市町、医療機関、健診機関等と接種実施医療機関の確保について協議を行う。その際、

あわせて、接種実施医療機関等において、診療時間の延長や休診日の接種等も含め、多人数への接種を行うことのできる体制を確保するほか、必要に応じ、保健所・保健センター、学校など公的な施設等の医療機関以外の会場等を活用し、医療機関等の医師・看護師等が当該施設等において接種を行うことについても協議を行う。

また、県においては、市の接種の負担を軽減するため、大規模接種会場を設けることも検討する。【国保健康課】

- ⑥ 高齢者支援施設、社会福祉施設等に入所中の者など、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、市又は県の介護保険部局等、医師会等の関係団体と連携し、接種体制を構築する。【国保健康課】

- ⑦ 市が医療機関等以外の臨時の接種会場を設ける場合は、当該接種会場の運営方法を検討することとし、医療従事者以外の運営要員の確保を進める。

なお、臨時の接種会場を設ける場合は、当該接種会場において、ワクチンの配送や予約管理、マイナンバーカードを活用した接種対象者の本人確認等の予防接種事務のデジタル化が実現されるよう、当該接種会場をシステム基盤に登録するほか、必要な設備の整備等の手配を行う。【国保健康課】

- ⑧ 医療機関等以外の臨時の接種会場を設ける場合は、医療法に基づく診療所開設の許可・届出が必要である。

また、接種方法や会場の数、開設時間枠の設定により、必要な医師数や期間が異なることから、地域の実情に合わせて、必要な医療従事者数を算定する。

なお、具体的な医療従事者等の数の例としては、予診・接種に関わる者として、予診を担当する医師1名、接種を担当する医師又は看護師1名、薬液充填及び接種補助を担当する看護師又は薬剤師等1名を1チームとすることや接種後の状態観察を担当する者を1名おく（接種後の状態観察を担当する者は可能であれば看護師等の医療従事者が望ましい。）、その他、検温、受付・記録、誘導・案内、予診票確認、接種済証の発行などについては、事務職員等が担当することを検討する。

【国保健康課】

- ⑨ 接種会場での救急対応については、被接種者にアナフィラキシーショックやけいれん等の重篤な副反応がみられた際に、応急治療ができるための救急処置用品として、例えば、血圧計、静脈路確保用品、輸液、アドレナリン製剤・抗ヒスタミン剤・抗けいれん剤・副腎皮質ステロイド剤等の薬液等が必要であることから、薬剤購入等に関してはあらかじめ（一社）逗葉医師会等と協議の上、物品や薬剤の準備を行うとともに、常時対応が可能となるよう、救急処置用品について適切な管理を行う。

また、実際に重篤な副反応が発生した場合、発症者の速やかな治療や搬送に資するよう、あらかじめ、会場内の従事者について役割を確認するとともに、県、県医師会等の地域の医療関係者や消防機関の協力を得ながら、地域の医療機関との調整を行い、搬送先となる接種会場近傍の二次医療機関等を選定して、地域の医療関係者や市消防本部と共有することにより、適切な連携体制を確保する。アルコール綿、医療廃棄物容器等については、原則として全て市が準備することとなるが、事前にその全てを準備・備蓄することは困難であることから、（一社）逗葉医師会等から一定程度持参してもらう等、あらかじめ協議が必要な場合は、事前に検討を行う。

若しくは、市が独自で調達する場合においても、あらかじめその方法を関係機関と協議する必要があるが、少なくとも取引のある医療資材会社と情報交換を行う等、具体的に事前の準備を進める。具体的に必要な物品は、会場の規模やレイアウトを踏まえて必要数等を検討する。【国保健康課】

- ⑩ 感染性産業廃棄物が運搬されるまでに保管する場所は、周囲に囲いを設け、当該廃棄物の保管場所である旨等を表示した掲示板を掲げること等の必要な措置を講じる。その他、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）の基準を遵守する。また、廃棄物処理業者と収集の頻度や量等について調整する。【国保健康課】
- ⑪ 感染予防の観点から、接種経路の設定に当たっては、ロープなどにより進行方向に一定の流れをつくることや、予診票の記入漏れや予防接種の判断を行うに際し、接種の流れが滞ることがないように配慮する。また、会場の確保については、被接種者が一定の間隔を取ることができるように、広い会場を確保することや要配慮者への対応が可能なように準備を行う。【国保健康課】

第3節 対応期

3-1. ワクチンや必要な資材の供給

- ① 厚生労働省からの要請を受けて、ワクチンの流通、需要量及び供給状況の把握について、住民基本台帳に基づく人口や年齢等の情報、接種記録等を管理するシステム基盤等を通じて接種予定数の把握を行い、接種に必要な資材等を確保に向けた調整を行うものとし、接種開始後はワクチン等の使用実績等を踏まえ、特定の医療機関等に接種を希望する者が集中しないように、ワクチンの割り当て量の調整を行う。【国保健康課】
- ② 厚生労働省からの要請を受けて、ワクチンについて、本市に割り当てられた量の範囲内で、接種実施医療機関等の接種可能量等に応じて割り当てを行う。【国保健康課】
- ③ 厚生労働省からの要請を受けて、ワクチンの供給に滞りや偏在等が生じた場合には、それらの問題を解消するために、県を中心に関係者に対する聴取や調査等を行って管内の在庫状況を含む偏在等の状況を把握した上で、地域間の融通等を行う。
なお、ワクチンの供給の滞りや偏在等については、特定の製品を指定することが原因であることが少なからずあるため、他の製品を活用すること等も含めて地域間の融通等もあわせて県に対し調整の依頼を行う。【国保健康課】
- ④ 厚生労働省からの要請を受けて、供給の滞りや偏在等については、特定の製品に偏って発注等を行っていることが原因であることも考えられるため、県を中心に他の製品を活用すること等も含めて地域間の融通等を行う。【国保健康課】

3-2. 接種体制

初動期に構築した接種体制に基づき接種を行う。【国保健康課】

3-2-1. 特定接種

3-2-1-1. 市職員に対する特定接種の実施

国が発生した新型インフルエンザ等に関する情報や社会情勢等を踏まえ、医療

の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため、緊急の必要があると認め、特定接種を実施することを決定した場合において、市は、国と連携し、国が定めた具体的運用に基づき、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる職員の対象者に集団的な接種を行うことを基本として、本人の同意を得て特定接種を行う。【国保健康課】

3-2-2. 住民接種

3-2-2-1. 予防接種体制の準備

国における市民への接種順位の決定を踏まえ、国及び県と連携して、接種体制の準備を行う。【国保健康課】

3-2-2-2. 予防接種体制の構築

- ① 国からの要請を受けて、準備期及び初動期に市において整理・構築した接種体制に基づき、具体的な接種体制の構築を進める。【国保健康課】
- ② 接種状況等を踏まえ、接種の実施会場の追加等を検討する。
- ③ 各会場において予診を適切に実施するほか、医療従事者や誘導のための人員、待合室や接種場所等の設備、接種に要する資材（副反応の発生に対応するためのものを含む。）等を確保する。【国保健康課】
- ④ 発熱等の症状を呈している等の予防接種を行うことが不適当な状態にある者については、接種会場に赴かないよう広報等により周知すること、及び接種会場において掲示等により注意喚起すること等により、市は、接種会場における感染対策を図る。また、医学的ハイリスク者に対するワクチン接種については、接種に係るリスク等も考慮して、接種を実施する場合であっても、予診及び副反応に関する情報提供をより慎重に行う。【国保健康課】
- ⑤ 医療従事者、医療機関に入院中の患者、在宅医療を受療中の患者については、基本的に当該者が勤務する、あるいは当該者の療養を担当する医療機関等において接種を行う。ただし、在宅医療を受療中の患者や、高齢者支援施設等に入居する者であって、当該医療機関における接種が困難な場合、訪問による接種も想定する。【国保健康課】
- ⑥ 高齢者支援施設、社会福祉施設等に入所中の者など、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、市の高齢介護課、（一社）逗葉医師会等と連携し、接種体制を確保する。【国保健康課、高齢介護課】

3-2-2-3. 接種に関する情報提供・共有

- ① 予約受付体制を構築し、接種を開始するとともに、国からの要請を受けて、国に対し、接種に関する情報提供・共有を行う。【国保健康課】
- ② 市が行う接種勧奨については、整備された情報基盤を介して、接種対象者のマイナポータルアプリ等がインストールされたスマートフォン等に通知する。スマートフォン等の活用が困難な方に対しては、紙の接種券を発行すること等により接種機会を逸することのないよう対応する。【国保健康課】
- ③ 接種会場や接種開始日等について、スマートフォン等に対して電子的に接種対象者に通知するほか、ウェブサイトやSNSを活用して周知することとする。

なお、電子的に情報を収集することが困難な方に対しては、情報誌への掲載等、

紙での周知を実施する。【国保健康課】

3-2-2-4. 接種体制の拡充

感染状況を踏まえ、必要に応じて市保健センター等を活用した医療機関以外の接種会場の増設等を検討する。

また、高齢者施設等の入所者等、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、高齢介護課が（一社）逗葉医師会等と連携し、接種体制を確保する。

【国保健康課、高齢介護課】

3-2-2-5. 接種記録の管理

国、県及び市は、市町村間で接種歴を確認し、接種誤りを防止できるよう、また、接種を受けた者が当該接種に係る記録を閲覧できるよう、準備期に整備したシステムを活用し、接種記録の適切な管理を行う。【国保健康課】

3-3. 健康被害救済

- ① 予防接種法に基づく予防接種により健康被害が生じた場合は、被接種者等からの申請に基づき、審査会において予防接種と健康被害との因果関係について審査を行い、その結果に基づき給付を行う。

なお、給付の実施主体は、特定接種の場合はその実施主体、住民接種の場合は市となる。【国保健康課】

- ② 住民接種の場合、接種した場所が住所地以外でも、健康被害救済の実施は、予防接種法第15条第1項に基づき、健康被害を受けた者が接種時に住民票を登録していた市が行う。【国保健康課】

- ③ 市は、予防接種健康被害救済制度について被接種者へ情報提供を行い、申請を受け付けるほか、申請を行おうとする被接種者等からの相談等への対応を適切に行う。

【国保健康課】

3-4. 情報提供・共有

- ① 自らが実施する予防接種に係る情報（接種日程、会場、副反応疑い報告や健康被害救済申請の方法等）に加え、国が情報提供・共有する予防接種に係る情報について市民への周知・共有を行う。【国保健康課】

- ② 市は、地域における接種に対応する医療機関の情報、接種の状況、各種相談窓口など、必要な情報提供を行うことも検討する。【国保健康課】

- ③ パンデミック時においては、特定接種及び住民接種に関する広報を推進する必要がある一方で、定期の予防接種の接種率が低下し、定期の予防接種の対象疾病のまん延が生じないようにする必要があることから、市は、引き続き定期の予防接種の必要性等の周知に取り組む。【国保健康課】

3-4-1. 特定接種に係る対応

具体的な接種の進捗状況や、ワクチンの有効性・安全性に関する情報、相談窓口（コールセンター等）の連絡先など、接種に必要な情報を提供する。【国保健康課】

3-4-2. 住民接種に係る対応

- ① 実施主体として、市民からの基本的な相談に応じる。【国保健康課】

- ② 特措法第27条の2第1項に基づく住民接種については、接種を緊急に実施するものであり、接種時には次のような状況が予想される。

- a 新型インフルエンザ等の流行に対する不安が極めて高まっている。
 - b ワクチンの需要が極めて高い一方、当初の供給が限られている。
 - c ワクチンの有効性・安全性については、当初の情報が限られ、接種の実施と並行して情報収集・分析が進められるため、逐次様々な知見が明らかになる。
 - d 平時の予防接種では実施していない接種体制がとられることとなり、そのための混乱も起こり得る。
- ③ これらを踏まえ、広報に当たっては、次のような点に留意する。
- a 接種の目的や優先接種の意義等を分かりやすく伝えることが必要である。
 - b ワクチンの有効性・安全性についての情報をできる限り公開するとともに、分かりやすく伝えることが必要である。
 - c 接種の時期、方法など、市民一人ひとりがどのように対応するべきかについて、分かりやすく伝えることが必要である。

第5章 保健・発熱外来・検査

第1節 準備期・初動期

1-1. 対応期に実施する業務の準備

1-1-1. 発熱外来や検査所の設置を想定した関係機関との調整

新型インフルエンザ等のまん延時に、必要となった場合は、（一社）逗葉医師会等の関係機関の協力を得て逗葉地域医療センターに発熱外来や検査所を設置するために必要な事項について、事前に関係機関等と調整しておく。【国保健康課】

第2節 対応期

2-1. 主な対応業務の実施

2-1-1. 健康観察及び生活支援

- ① 県が実施する健康観察に協力する。【国保健康課】
- ② 県から当該患者やその濃厚接触者に関する情報等の提供を受けて、県が実施する食事の提供等の日常生活を営むために、必要なサービスの提供及びパルスオキシメーター等の物品の支給等に協力する。【国保健康課】

2-1-2. 発熱外来や検査所の設置

感染拡大の状況により、必要となった場合は、準備期・初動期の調整内容に合わせて、逗葉地域医療センター等に、発熱外来や検査所を設置する。【国保健康課】

第6章 物資

第1節 準備期

1-1. 感染症対策物資等の備蓄等

- ① 市行動計画に基づき、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染症対策物資等を備蓄等するとともに、定期的に備蓄状況等を確認する。

なお、上記の備蓄については、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる。【防災安全課、国保健康課】

- ② 市消防本部は、国及び県からの要請を受けて、最初に感染者に接触する可能性のある救急隊員等の搬送従事者のための个人防护具の備蓄を進める。【消防署】
- ③ ①②の備蓄については感染状況に応じて、在庫状況を確認し、次の業務に従事する職員に優先して配布し、必要な業務が停滞しないようにする。
- ・救急隊員等、最初に患者に接触し対応する可能性のある職員
 - ・基礎疾患高齢者等と接触が想定される職員
 - ・市役所の業務の継続において市政運営に携わる、本市の感染対策の総合的な責任を有する職員【防災安全課、国保健康課、消防署】

第2節 初動期・対応期

2-1. 備蓄状況の確認・供給

飛沫感染防止用のビニールシート及び仕切り等の資材の他、消毒用アルコール液、抗原検査キット、マスクやゴム手袋等の備蓄状況を確認し、対策本部で情報を集約し、優先順位をもとに供給する。【防災安全課、国保健康課、関係課等】

第7章 市民の生活及び地域経済の安定の確保

第1節 準備期

1-1. 情報共有体制の整備

新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、関係機関との連携や内部連携のため、必要となる情報共有体制を整備する。【防災安全課、国保健康課】

1-2. 支援の実施に係る仕組みの整備

新型インフルエンザ等の発生時の支援の実施に係る行政手続や支援金等の給付・交付等について、DXを推進し、適切な仕組みの整備を行う。

その際は、高齢者やデジタル機器に不慣れな人、外国人等も含め、支援対象に迅速に網羅的に情報が届くようにすることに留意する。【防災安全課、国保健康課、デジタル推進課】

1-3. 物資及び資材の備蓄

市は、行動計画に基づき、第6章第1節（「物資」における準備期）1-1で備蓄する感染症対策物資等のほか、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、必要な食料品や生活必需品等を備蓄する。

なお、上記の備蓄については、災害対策基本法第49条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねる。

事業者や市民に対し、新型インフルエンザ等の発生に備え、マスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うことを勧奨する。【防災安全課、国保健康課】

1-4. 生活支援を要する者への支援等の準備

国からの要請を受けて、新型インフルエンザ等の発生時における、高齢者、障がい者等の要配慮者等への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等について、県と連携し要配慮者の把握とともにその具体的手続を決めておく。【社会福祉課、高齢介護課、障がい福祉課】

1-5. 火葬体制の構築

県の火葬体制を踏まえ、域内における火葬の適切な実施ができるよう調整を行うものとする。その際には戸籍住民課との調整を行うものとする。【社会福祉課】

第2節 初動期

2-1. 正しい情報発信

2-1-1. 新型インフルエンザ等に有効と考えられる感染防止策（換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等）について、あらためて市民や事業者へ周知を行う。【国保健康課、経済観光課、各課等】

2-1-2. 市民等に対し、食料品や生活必需品等の生活関連物資の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼び掛けるとともに、事業者に対しても、生活関連物資の買い占め等が起こらないよう適正な仕入れと販売等について要請する。【市民協働課、経済観光課】

2-1-3. 事業者に対して、新型インフルエンザ等の発生状況を踏まえ、職場での感染防止策及び事業の継続又は自粛の準備等を行うよう周知する。【防災安全課、国保健康課】

2-1-4. 登録事業者に対し、事業継続に向けた準備等を行うよう要請する。【防災安全課、国保健康課】

2-2. 遺体の火葬・安置

県を通じての国からの要請を受けて、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行う。【社会福祉課】

第3節 対応期

3-1. 市民の生活の安定の確保を対象とした対応

3-1-1. 心身への影響に関する施策

新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じ得る心身への影響を考慮し、必要な施策（自殺対策、メンタルヘルス対策、孤独・孤立対策、高齢者のフレイル予防、こどもの発達・発育に関する影響への対応等）を講ずる。【国保健康課、社会福祉課、高齢介護課、子育て支援課】

3-1-2. 生活支援を要する者への支援

国からの要請を受けて、高齢者、障がい者等の要配慮者等に必要に応じ生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を行う。

【高齢介護課、障がい福祉課】

3-1-3. 教育及び学びの継続に関する支援

新型インフルエンザ等対策として、学校の使用の制限等がなされた場合は、必要に応じ、教育及び学びの継続に関する取組等の必要な支援を行う。【教育総務課、学校教育課】

3-1-4. 生活関連物資等の価格の安定等

- ① 市民の生活及び地域経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係業界団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。【経済観光課】
- ② 生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、市民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、市民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。【経済観光課、市民協働課】
- ③ 生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、市行動計画に基づき、適切な措置を講ずる。【経済観光課】
- ④ 新型インフルエンザ等緊急事態において、国民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は国民の経済上重要な物資若しくは役務の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律（昭和48年法律第48号）、国民生活安定緊急措置法（昭和48年法律第121号）その他の法令の規定に基づく措置その他適切な措置を講ずる。【経済観光課】

3-1-5. 埋葬・火葬の特例等

- ① 県を通じての国からの要請を受けて、火葬場の経営者に可能な限り火葬炉を稼働させる。【社会福祉課】
- ② 遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者と連携し、円滑な火葬が実施できるよう努めるものとする。また、火葬場の火葬能力に応じて、臨時遺体安置所として準備している場所を活用した遺体の保存を適切に行うものとする。【社会福祉課】
- ③ 県の要請を受けて、区域内で火葬を行うことが困難と判断された近隣市町に対して広域火葬の応援・協力を行う。【社会福祉課】
- ④ 市は、県を通じての国からの要請を受けて、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保する。【社会福祉課】
- ⑤ あわせて市は、遺体の保存作業のために必要となる人員等を確保する。【社会福祉課】
- ⑥ 万が一、臨時遺体安置所において収容能力を超える事態となった場合には、市は、臨時遺体安置所の拡充について早急に措置を講ずるとともに、県から火葬場の火葬能力について最新の情報を得て、円滑に火葬が行われるよう努める。【社会福祉課】
- ⑦ 新型インフルエンザ等緊急事態において、埋葬又は火葬を円滑に行うことが困難となった場合において、公衆衛生上の危害の発生を防止するため緊急の必要があるときは、厚生労働大臣が定める地域や期間においてはいずれの市町村においても埋火葬の許可を受けられるとともに、公衆衛生上の危害を防止するために特に緊急の必要があると認められるときは埋火葬の許可を要しない等の特例が設けられるので、市は、当該特例に基づき埋火葬に係る手続を行う。【社会福祉課】

3-2. 社会経済活動の安定の確保を対象とした対応

3-2-1. 事業者に対する支援

新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置による事業者の経営及び市民生活への影響を緩和し、市民の生活及び地域経済の安定を図るため、当該影響を受けた事業者を支援するために必要な財政上の措置その他の必要な措置を、公平性にも留意し、効果的に講ずる。【経済観光課、財政課】

3-2-2. 市民の生活及び地域経済の安定に関する措置

県企業庁（鎌倉水道営業所）と連携して、新型インフルエンザ等緊急事態において、市行動計画に基づき、水を安定的かつ適切に供給するため必要な措置を講ずる。
【防災安全課】

3-2-3. 納税事務等の対応

感染症の影響により、市税の納付等が困難な市民に対しては、猶予制度の特例等について受付する。【課税課、納税課】

逗子市新型インフルエンザ等対策行動計画

平成26年12月策定

令和8年6月改定

編集・発行：逗子市経営企画部防災安全課

〒249-8686 逗子市逗子5-2-16

046-873-1111（代表）